



素点 29.5
偏差 65.8

第1問 答案用紙
(企業法)

問題1 Bは他の取締役と相談することなく、章程規定に基づき自らを代表取締役として定めていたが、章程規定の効力が問題となる(26条1項)。取締役会議事録に於いては、取締役会は定款定款事項について決議すること(29条2項)、株主総会の権限を制限する法がないこと及び代表取締役の選定を取締役会決議による他、株主総会の決議によることとして、取締役会の権限(36条2項3号)を制限することは、取締役会の実効性を阻害しないため有効と解す。また、Bは単独で甲社に代償として会社から甲社の当座の預金総額200万円を借り入れた契約を締結しているが、本件契約が「多額の借財」(36条4項2号)に該当するかが問題となる。この「多額」とは、企業の状態下において判断されるべきであり、画一的基準は存在しない。したがって、借付する財産の価額、総資産の割合、当該行為の目的、態様、作手、取組、その他各事象に基づき決定すると解す。

本問において、甲社の取締役会規則では、1,000万円以上の金銭借入は取締役会の決議を要する旨の定めがあるが、借り入れた金額は、200万円であり、1,000万円を上回っていないこと、及び甲社の総資産が20億円であり、200万円は、その0.1%にしか及ばないことから、「多額の借財」には該当しない。

よって、Bが単独で行った本件契約は有効であり、本件契約の効果は甲社に帰する。

問題2 Cは「前項の規定により解任された者」であるが、甲社に対し、339条2項の請求ができるかが問題となる。原則として、役員は、いついかなる場合も株主総会の決議により解任することができる(同条1項)。しかし、その解任について「正当理由」がなければ、会社に損害を請求できる。この「正当理由」の解釈が問題となるが、当該取締役等が職務執行に当たって障害となる事項が客観的に生じた場合であると解す。本問において、BはCとの私生活トラブルを原因としてCを解任しており、Cを解任したことを考えたため、Cが職務執行に当たって障害となる事項が客観的に生じたとはいえない。したがって、「正当理由」はなく、339条2項の請求はできない。この「損害」(同条1項)の範囲が問題となるが、正当理由なく解任された取締役の残存任期に於いて「損害」(同条1項)の範囲が問題となるが、任期満了時までに受けた利益の給付及び任期満了後の退職金給付は解す。本問において甲社はCが職務執行に当たって障害となる事項が生じたため、6月までの1年分の給与とCは甲社に請求することができる。



要点5
偏差42.3

第2問 答案用紙
(企業法)

問題1 新設分割後、新設分割株式会社に対し債務の履行を請求することできない新設分割株式会社は債権者が異議を述べることができる(810条1項2号)。趣旨は新設分割株式会社に対し債務の履行を請求することのできる新設分割株式会社は債権者を保護するためである。また、本問の③より、76条1項2号の定めはないため、新設分割株式会社への債権者が異議を述べることができる(810条1項2号の2書)。また丙社は、官報及び電子公告の方法によって定められているため、各別の催告は要しない(810条2項各号、同条3項)。よって、本件新設分割について異議を述べることができる債権者は、令和3年8月31日までに異議を述べた新設分割株式会社に対し債務の履行を請求することができる新設分割株式会社債権者である(810条1項2号、4項)。

問題2 Aは、丙会社製造の一般医薬品の服用により、体調異変が生じたが、22条3項の請求をすることができるか問題とする。本問において、丁会社は、新設分割において丙会社から承継する附随義務に関する事項として、3年間の権利義務を承継し、丙会社製造の債務については丁会社が毎年の責任を負っているが、事業譲渡後も新設分割によって生じた債務については、22条1項が適用され、Aが問題とするが、債権者を保護する趣旨から、新設分割についても、22条1項を類推適用すると解する。ここで、譲渡会社が第1項の規定により譲渡会社の債務を承継する責任を負った場合には、譲渡会社の事業を譲渡した日後二年以内の請求をすれば、債権者の請求は認められる(22条1項)。本問において、Aの体調異変は、丙会社の責任に帰すべき原因であるが、薬品の副作用によるものである。影響を及ぼすため、譲渡会社の責任に及ぼす。Aは令和4年5月に当該請求を提出したが、事業を譲渡した日、令和3年10月1日後「二年以内」の請求であるため、丙会社に対して体調異変の結果生じた損害の賠償の請求は認められる。

評	点